様式第二十四中「第二十七条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。
様式第二十九中「第二十八条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。
様式第三十四中「第二十八条第四項」を「第三十八条第四項」に改める。
様式第三十九中「第二十八条第五項」を「第三十八条第五項」に改める。
様式第四十四中「第三十条第三項」を「第四十条第三項」に、「第三十条」を「第四十条」に、「第三十八条」を「第四十七条」に、「第三十条第二項」を「第四十条第二項」に改める。
様式第四十四の二から様式第四十四の九までを削る。
様式第五十二中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。
様式第五十三中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。
様式第五十四中「第十七条第三項」を「第二十条第三項」に改める。
様式第五十五中「第十八条」を「第二十一条」に改める。
様式第五十六中「第二十三条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。
様式第五十七中「第二十三条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。
様式第五十八中「第二十七条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。
様式第五十九中「第二十四条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。
様式第六十中「第二十四条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。
様式第六十一中「第二十四条第三項」を「第二十七条第三項」に、「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。
様式第六十二中「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。
様式第六十三中「第二十五条第二項」を「第二十八条第二項」に改める。
様式第六十四中「第二十五条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。
様式第六十五中「第二十七条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。
様式第六十六中「第二十八条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。
様式第六十七中「第二十八条第四項」を「第三十八条第四項」に改める。
様式第六十八中「第二十八条第五項」を「第三十八条第五項」に改める。

附　則

この省令は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定中「第一号に掲げる事項、」の下に「特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、」を加える部分及び「第二号」を「第三号」に改める部分並びに同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に第二号を加える改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第二百四十一号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第九条第一項の規定に基づき、原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成二十二年経済産業省告示第百六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から施行する。

平成二十四年十月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

備考①ii)中「第23条」を「第26条」に改める。

別紙ii)中「燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令」を「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」に、「様式第一」を「様式第九」に、「様式第二」を「様式第十」に改める。

○経済産業省告示第二百四十二号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、石油販売業者が組織する団体を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年十月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
北海道石油商業組合　北海道札幌市豊平区平岸一条六丁目三―四七
二　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
青森県石油商業組合　青森県青森市柳川一―四―一
三　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
岩手県石油商業組合　岩手県盛岡市清水町一四―一二
四　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
宮城県石油商業組合　宮城県仙台市青葉区二日町一二―六
五　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
秋田県石油商業組合　秋田県秋田市山王三―七―二一
六　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
山形県石油商業組合　山形県山形市北町二―五―二六
七　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
福島県石油商業組合　福島県福島市黒岩字林の内五番地
八　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
茨城県石油商業組合　茨城県水戸市桜川二―二―三五
九　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
栃木県石油商業組合　栃木県宇都宮市本町一二―一一
十　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
群馬県石油商業組合　群馬県前橋市鳥羽町三五―五
十一　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
埼玉県石油商業組合　埼玉県川越市久下戸三六八二―一
十二　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
千葉県石油商業組合　千葉県千葉市中央区中央港一―一三―一
十三　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
東京都石油商業組合　東京都千代田区永田町二―一七―一四
十四　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
神奈川県石油商業組合　神奈川県横浜市中区万代町三―五―三
十五　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
新潟県石油商業組合　新潟県新潟市中央区川岸町一―四七―一
十六　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
富山県石油商業組合　富山県富山市小中七一〇
十七　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
石川県石油商業組合　石川県金沢市尾山町九―二五
十八　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
福井県石油商業組合　福井県福井市花堂中一―三―四〇
十九　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
山梨県石油商業組合　山梨県甲府市中央四―一二―二一
二十　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
長野県石油商業組合　長野県長野市北条町二五―一
二十一　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
岐阜県石油商業組合　岐阜県岐阜市東鶉一―三―二